

区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（抜粋）

制定 平 25.3.29 条例 53

（議事）

第 7 条 区政会議の委員は、その互選により議長及び副議長を選任するものとする。

2 議長は、区政会議を主宰する。

3 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、区政会議を主宰する。

4 議長及び副議長は、委員の任期中それぞれその任に当たるものとする。

5 区政会議は、議長(議長に事故がある場合又は議長が欠けた場合にあっては、第 3 項の規定により区政会議を主宰する副議長)を含む委員の定数の 2 分の 1 以上の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

6 区政会議は、公開する。ただし、大阪市情報公開条例(平成13年大阪市条例第 3 号)第 7 条に規定する非公開情報を取り扱うとき、公開することにより円滑な議事運営が著しく阻害され会議の目的が達成できないと認められるときその他公益上必要があると認められるときは、公開しないことができる。

港区区政会議運営要綱

（部会の開催）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる事項についてより専門的な意見交換を行うことにより、効果的かつ効率的な区政会議の議論に資するため、区政会議の部会として、同表の中欄に掲げる部会を開催することとし、当該部会に参加する委員の定数は、同欄に掲げる部会ごとに、同表右欄に掲げるとおりとする。

こどもの教育、青少年の育成に関する事項	こども青少年部会	17人
防災・防犯に関する事項	防災・防犯部会	16人
福祉に関する事項	福祉部会	17人

2 前項の部会に参加する委員は、部会ごとに区長が定める。

3 部会の運営については、条例第 5 条第 2 項、第 6 条第 1 項、第 7 条、第 8 条及び第 11 条第 1 項の規定、同項に基づく市規則の規定並びに次条の規定の例により行う。